

弁護団声明

2018年11月28日、学校法人大阪朝鮮学園が大阪府及び大阪市を相手方として行った、学校法人に対する補助金の打ち切りを違法とすることを求めた裁判について、最高裁判所は、大阪朝鮮学園の上告を棄却、上告受理申立を不受理とする決定を行ったが、この決定を含む、一、二審を含めた司法府の姿勢に対し、断固抗議をせざるを得ない。

本件裁判の本質は、子どもたちの教育への権利、特に歴史的経緯の結果が今につながって存在している民族的マイノリティの子どもたちの教育への権利の制度的保障であって、教育への権利の尊重・保護と充足に必須である母国語教育の制度的保障の後退が問われている裁判ということであった。しかるに、一審二審とも、裁判所は、この事柄の最も重要な本質と全く向き合おうとしなかった。

その結果、本件を判断する基本的枠組を、補助金は「贈与」契約であるとの民法上の性質論に矮小化し、本件補助金を含む私学助成が、教育基本法、私立学校法、私立学校振興助成法を根拠とし、学校活動を支える実質的制度的保障の具体化であるとの認識を十分に持たないまま、行政庁が支給要件自体を変更したことの是非を問題とせずその「要件」該当性の事後的判断をもって足れりとする短絡的な判断を行ったものであり、出発点において根本的に誤っている。

加えて、国際人権法、すなわち、社会権規約、自由権規約の差別の禁止に関する条項、人種差別撤廃条約、児童の権利条約の各定め、及びそれら各条約委員会による度重なる勧告がなされている事実を、意図的に無視あるいは曲解し、国際人権基準に耐える判断との視点も全く放棄されている。

その上で、本件固有の事実経過において最も重要な本質が、地方自治体の首長とその政治勢力に直接影響された政治案件であったこと、変更された「要件」自体も不合理で矛盾に満ちたものであったこと、「要件」変更が補助金申請の後に事後的にされた手続的瑕疵の大きいものであったことといった、本来重要である争点への真っ当な洞察を避けた、「行政救済」を意図したと言わざるを得ない判示内容であった。

このような判決の内容、また司法府の姿勢は、差別に加担、あるいは差別を助長し、被害者をさらに傷付けるものであることには思いを致していないものであり、極めて不当である。

また、裁判所は学校現場を訪れもせず、最高裁に至っては誰の声すら聞かずに決定を行ったもので、官僚司法そのものであると言わざるを得ない。

今回の最高裁決定は、そのような地方自治体の首長及びその政治勢力の判断を結論として追認したものにすぎず、本質及び重要な争点について判断をしていない、それらの判断を避けたもので、事例判決にすぎない、また、後年の歴史による検証に到底耐えうるものではないものである。今回の最高裁判所の判断によって、本件に関する事柄の本質は何ら変わるものではないことを宣言するとともに、大阪府・大阪市が子どもたちの教育への権利について改めてきちんと認識し、補助金交付の再開を含む適切な措置をとるよう、強く要請するものである。

以上

2018年12月20日

大阪府・大阪市の補助金不交付処分等取消請求事件弁護団